

## ○プロポーザル方式実施要領

令和 5年10月31日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めがあるものを除き、岩見沢市が発注する建設工事及び建設工事に関する委託業務（以下「工事等」という。）の業者等の選定について、高度な創造性、技術力又は経験等を必要とし、価格のみによる競争では所期の目的を達成することができないものについて、参加者から提出された技術提案の内容の審査及び評価を行うことにより、対象工事等の内容に最も適した優先交渉権者を特定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を実施するに当たり、必要な手続を定めるものとする。

(対象)

第2条 工事等のうち、指名委員会（岩見沢市工事参加資格者審議会及び工事入札参加者指名委員会規程（昭和54年訓令第14号）第13条に規定する工事等入札参加者指名委員会をいう。以下同じ。）がプロポーザル方式により優先交渉権者の特定を行うことが適当と認めたものについて、対象とする。ただし、設計金額が500万円以下の場合は、当該工事等の契約を所管する部長が認めたものについて、対象とする。

(審査委員会)

第3条 市長は、プロポーザル方式を実施するときは、プロポーザルの参加者から優先交渉権者を特定するために必要となる事項を審査するための合議制の組織（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、当該事業の所管部署を事務局とし、所管部署の長や関係部署の長などにより構成する。
- 3 市長は、前項に規定する以外の者を構成員とすることができる。
- 4 審査委員会の代表者は、構成員の互選により定める。
- 5 審査委員会の代表者は、必要に応じ、構成員以外の者に意見を求めることができ

る。

(プロポーザル方式の種類)

第4条 プロポーザル方式による優先交渉権者の特定は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 対象工事等に対する参加者の参加意欲を反映し、技術的適性をよりの確に把握するため、あらかじめ工事等の概要及び参加資格等を公示し、参加を希望する者から提出された参加表明書等の審査により選定された者に対して技術提案書等の提出を求め、提案内容の審査及び評価を行うことにより、対象工事等の内容に最も適した優先交渉権者を特定する方法（以下「公募型プロポーザル方式」という。）
- (2) 一定の条件を満たす有資格業者の中から、技術提案書等の提出を求める者を直接選定し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、対象工事等の内容に最も適した優先交渉権者を特定する方法（以下「簡易型プロポーザル方式」という。）

(募集要件等)

第5条 審査委員会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 積算価格及びその他金額に係る条件に関する事。
- (2) プロポーザルへの参加資格に関する事。
- (3) 技術提案等を評価するための評価基準、評価項目及び評価方法に関する事。
- (4) 技術提案等の提出期限、提出場所及び提出方法に関する事。
- (5) ヒアリングの実施に係る事項に関する事。
- (6) 評価が同点となった場合の措置に関する事。
- (7) 募集から優先交渉権者の特定までのスケジュールに関する事。
- (8) 優先交渉権者の特定に関する事。
- (9) その他審査委員会が必要と認める事項。

(プロポーザル方式への参加要件)

第6条 プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 岩見沢市工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者で、工事においては市長が指定した工事種別及び等級に格付けされていること、業務においては市長が指定した業務種別に登録されていること。
  - (2) 資格者名簿に登録されている本店又は営業所の所在地が、対象工事等において市長の指定した区域内にあること。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (4) 工事においては、対象工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を有していること。業務においては、対象業務に対応する資格を有していること。
  - (5) 対象工事等と同種又は類似の実績があること。
  - (6) 岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
  - (8) 対象工事等に係る設計業務の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。
  - (9) 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。
  - (10) 共同企業体の場合にあつては、前各号のほか、対象工事等において市長が指定した共同企業体としての要件も満たしていること。
  - (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めて定める条件を満たしていること。
- 2 工事の場合は、前項各号に定めるもののほか、次に掲げる要件にも該当するものとする。
- (1) 建設業法第26条各項に規定する監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置

できること。

(2) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

3 市長は、対象工事等の内容に応じ、第1項各号及び前項各号に定める要件により  
難い事情があるときは、プロポーザル参加資格の内容を変更することができる。

(プロポーザルの公募)

第7条 市長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、次の各号に掲  
げる事項を掲示その他の方法により周知のうえ、実施説明書を配布するものとする。

(1) 工事等の概要に関すること

(2) 参加資格要件に関すること

(3) 技術提案書等を評価するための評価基準

(4) 実施説明書を配布する期間、場所及び方法

(5) 参加表明書等の提出の方法、場所及び期限

(6) 技術提案書等の提出の方法、場所及び期限

(7) その他市長が必要と認める事項

(参加表明書の提出)

第8条 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）

は、参加表明書に実施説明書で指定された必要書類を添えて、市長に提出しなけれ  
ばならない。

(参加表明書等の審査及び結果の通知)

第9条 市長は、参加表明書等を受理した場合、審査委員会にその内容を審査させる  
ものとする。

2 審査委員会は、前項の審査結果を指名委員会に報告するものとする。ただし、設  
計金額が500万円以下の場合は、当該工事等の契約を所管する部長に報告するも  
のとする。

3 指名委員会は、前項の報告に基づき、技術提案書等の提出を要請する参加希望者  
(以下「参加要請者」という。)を選考し、市長に報告するものとする。ただし、  
設計金額が500万円以下の場合は、当該工事等の契約を所管する部長が前項の報

告に基づき参加要請者を選考し、市長に報告するものとする。

- 4 市長は、前項の選考結果に基づき参加要請者を決定したときは、書面で当該参加要請者及び技術提案書等の提出を要請しない参加希望者（以下「非参加要請者」という。第1項の審査により参加資格要件を満たさなかった者を含む。）に通知するものとする。
- 5 市長は、前項の非参加要請者に、参加要請されなかった理由を記載し通知するものとする。
- 6 前項の規定により参加要請されなかった理由が記載された通知を受けた非参加要請者は、指定された期限までに、市長に対し、書面により参加要請されなかった理由について説明を求める申立書を提出することができる。
- 7 市長は、前項の申立書の内容が不明確のとき、又は裏付けとなる資料がないときは、当該申立てを却下することができる。
- 8 市長は、第6項の申立書を受領した場合は、必要に応じて別途定める方法により回答するものとする。

（参加要請の取消）

第10条 市長は、前条第4項の通知の後に、参加要請者が第6条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる要件に該当しないと認めたとき又は参加表明書に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該参加要請者に対する要請を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

（技術提案書等の提出者の選定）

第11条 市長は、簡易型プロポーザル方式を実施しようとするときは、対象工事等を十分に履行する能力を有すると認められる有資格業者を選定するため、審査委員会に有資格業者の審査をさせるものとする。

- 2 審査委員会は、前項の審査結果を指名委員会に報告するものとする。ただし、設計金額が500万円以下の場合は、当該工事等の契約を所管する部長に報告するものとする。
- 3 指名委員会は、前項の報告に基づき、対象者の中から技術提案書等の提出を要請

する者を選考し、市長に報告するものとする。ただし、設計金額が500万円以下の場合、当該工事等の契約を所管する部長が前項の報告に基づき対象者の中から技術提案書等の提出を要請する者を選考し、市長に報告するものとする。

- 4 市長は、前項で選考された者に対して、工事等の概要等を示し、技術提案書の提出について意思確認を行うものとする。

(技術提案書等の提出の要請)

第12条 市長は、参加要請者（前条第4項の規定により提出意思が確認された者を含む。）に対し、技術提案書等の提出を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、次の各号に掲げる事項を記載した提出要請書により行うものとする。

- (1) 工事等の目的、概要、条件等
- (2) 技術提案書等の提出の方法、場所及び期限
- (3) 技術提案書等の作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (5) 技術提案書等の著作権等の取扱い
- (6) その他市長が必要と認める事項

- 3 参加要請者は、指定された期限までに技術提案書等を提出しなければならない。ただし、辞退を希望する者は、辞退届に辞退理由を記載し、指定された期限までに届け出なければならない。

(優先交渉権者の特定)

第13条 市長は、技術提案書等を受理した場合、その内容について、第7条第3号により設定した評価基準に基づき、審査委員会による審査及び評価を行い、対象工事等の内容に最も適すると認められる者を優先交渉権者として特定するものとする。

- 2 審査委員会は、採否の決定に当たり、必要に応じ、参加要請者に対しヒアリングを実施する。
- 3 審査委員会は、採否の決定に当たり、必要に応じ、参加要請者を匿名にて評価す

る。

4 市長は、第1項の審議結果に基づき、優先交渉権者として特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者に書面により通知するものとする。

5 前項の特定されなかった者は、指定された期限までに、市長に対し、書面により、その理由について説明を求める申立書を提出することができる。

6 市長は、前項の申立書の内容が不明確のとき、又は裏付けとなる資料がないときは、当該申立てを却下することができる。

7 市長は、第5項の申立書を受領した場合は、必要に応じて別途定める方法により回答するものとする。

（優先交渉権者の特定の取消）

第14条 市長は、前条第4項の通知の後に、特定者が第6条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる要件に該当しないと認めたとき又は技術提案書等に虚偽の記載をしたことが明らかとなったときは、当該特定を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、令和5年11月1日から施行する。

（建設工事等に係る多様な入札方式等に関する実施要領の廃止）

第2条 建設工事等に係る多様な入札方式等に関する実施要領（平成21年3月31日市長決定）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この要領の施行の際、現に旧建設工事等に係る多様な入札方式等に関する実施要領の規定に基づいてなされた手続等は、なお従前の例による。